平成２６年（フ）第４３号
広島県尾道市高須町西新涯5402番地
破産者　石岡金物株式会社
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１４８号
高知市入明町４番12号
破産者　株式会社メディケアステーション
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２２２号
秋田市外旭川字八幡田314番地14
破産者　石郷岡則夫
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
東京都昭島市大神町３丁目１番14―402号、開始決定時の住所山形県天童市北久野本２丁目11番10号　モンシャンブル21　505号
破産者　小宮山史郎
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０９号
名古屋市緑区大将ケ根２丁目1117番地
破産者　木村　　登
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５９号
名古屋市西区鳥見町２丁目22番地の１　パークシティ鳥見Ｂ棟1305号
破産者　ｃｈｅｅｓｅ　ｓｔｕｄｉｏこと　大平　芳久
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
愛知県小牧市大字小牧原新田875番地12
破産者　谷口プラスチックこと　谷口　彰則
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
徳島県徳島市上八万町西山564番地の４、旧住所徳島県徳島市上八万町西山1297番地
破産者　岩本　卓也
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
新潟県南魚沼市藤原216番地
破産者　岡村　貴之
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第３２０号
愛知県稲沢市松下２丁目15番１号　ブルーハイツ前田Ａ―202、開始決定時の住所愛知県稲沢市長束町青木田48番地２
破産者　早川　茂樹
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３２１号
愛知県一宮市大字浅野字水法73番地の１、住民票上の住所愛知県一宮市丹陽町外崎字久古434番地
破産者　森　　秀治
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７号
広島県三原市幸崎能地５丁目７番14号
破産者　烏星　優子（旧姓大谷・齋藤）
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３０７号
札幌市南区簾舞２条１丁目５番22号　スズキハウス
破産者　藤井　哲三
1　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
2　一般調査期日　平成27年10月20日午後３時
平成27年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０１号
福岡県筑紫野市大字下見165番地35、前住所福岡県筑後市大字山ノ井203番地２　コスモ筑紫1108号
破産者　宮崎　豊起
1　破産債権の届出期間　平成27年８月21日まで
2　一般調査期日　平成27年９月15日午前10時
平成27年７月30日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４号
埼玉県秩父市黒谷502番地６（開始決定時の住所　埼玉県秩父市久那2731番地１）
破産者　北岡　俊子
1　破産債権の届出期間　平成27年８月26日まで
2　一般調査期日　平成27年９月４日午前11時25分
平成27年７月31日
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
宮崎県都城市大王町46号11番地パインフォレストモーニング103号
破産者　山口　和資
1　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
2　一般調査期日　平成27年10月８日午前11時
平成27年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３３号
福岡県宗像市曲932番地35
破産者　境　　晶子
1　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
2　一般調査期日　平成27年９月15日午後３時15分
平成27年７月29日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０６号
宮城県塩竈市香津町12番27号　大石ハイツＡ―101号、従前の住所宮城県多賀城市下馬１丁目５番24号
破産者　関　　典大
1　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
2　一般調査期日　平成27年10月16日午後１時30分
平成27年７月31日
仙台地方裁判所第４民事部破産係